

最上消費生活センターニュース7月号

令和2年7月1日発行

クレジットカードの利用明細書は必ず確認を！

最近、クレジットカード会社から送られてきた利用明細書に、利用した覚えのない請求が含まれていた、という相談が全国の消費生活センターに寄せられています。不正利用の事例と対策を紹介します。未然に対策を取り、トラブルにあわないようにしましょう。



〈事例〉

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届いた。あわてて利用明細書を確認したところ、20万円以上の請求があり、そのほとんどが心当たりのないものだった。改めて以前届いていた明細書を見直してみると、約1年間で合計60万円ほどの利用した覚えのない請求が含まれていた。不正利用ではないかと思う。明細書を確認していなかった非は認めるが、どうにかならないか。

〔クレジットカードの不正利用のケース〕

- ① フィッシング（偽サイトや悪質業者に誘導して情報を盗む）
- ② スキミング（不正に磁気データを読み取る）
- ③ オンラインショッピング詐欺（カード決済しても商品が届かない）
- ④ なりすまし（本人になりすまして、不正に入手したカードを利用する）など



《アドバイス》

- クレジットカードの利用明細書は、定期的に確認することが大切です。クレジットカードを利用した際に受け取った伝票等と突き合わせて確認しましょう。
- クレジットカード会社の調査等により、第三者による不正利用だったことが分かる場合もあります。
- インターネット通販で品物を注文する前に、販売サイト内にある「特定商取引法に基づく表記」を確認しましょう。この表記には、販売事業者の住所・店舗名・運営責任者・問い合わせ番号の記載があります。
- 困ったとき、心配な場合は、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

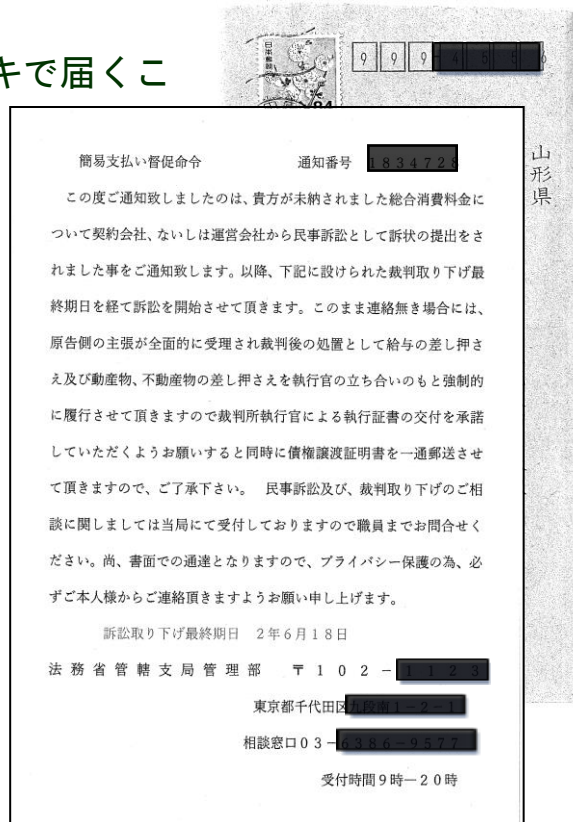
県内各地に 架空請求の封書が . . .

6月中旬以降、県内各地の高齢者宅に、下の図のような文書が入った封書がいくつか届いています。

これは、「架空請求」と言い、以前はハガキで届くことがほとんどでしたが、最近は封書で届くことが多くなっています。また、メールやSNSで届くこともあります。

《 アドバイス 》

- 文章には、「訴訟の開始」「訴訟取り下げ期日」「法務省 …」等とあり、不安を煽り急いで電話をかけさせようとします。
- 連絡すると、個人情報を知られ、偽弁護士等が登場し、お金を払うよう誘導されます。
- 本当に裁判所等からの封書であれば、表面に朱書きで **特別送達** と書かれており、郵便配達員が直接手渡すことになっています。



「消費生活出前講座」について

講師が地域や学校に出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

新しい生活様式での開催になりますのでご協力をお願いします。

7月・8月 消費生活法律相談会

7月 7日(火) 13:30~15:30

8月 4日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は、事前にご予約が必要です。

最上消費生活センター 0233-29-1370

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 (最上総合支庁 1階)

《受付時間》 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で [検索](#)

全国共通の消費者ホットライン 188 で、最寄の消費生活センターにつながります。